

資 循 第 1 2 7 号
令和 2 年 4 月 22 日

市町村廃棄物担当部等の長
関係一部事務組合及び広域連合の管理者 } 様

岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長

新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（通知）

本県の産業廃棄物対策の推進につきましては、日頃から御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 2 年 4 月 17 日付け（環循規発第 2004171 号）で環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知及び下記等を踏まえ、事業者、関係機関等に対し、指導監督、周知等を実施願います。

記

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、産業廃棄物処理業者の処理能力が低下した場合にも円滑に産業廃棄物の処理を行うために、以下の事項に当面留意願いたい。

1 排出事業者が留意すべき事項

- (1) 再委託を必要とする事態が生じた場合に備えて、承諾の際に確認する必要がある事項や再委託先、再委託料金等についてあらかじめ検討すること。
- (2) 再委託を行った場合でも廃棄物の処理の状況の確認を行うこと。
- (3) 契約を結び直すことが適当な場合には、当該委託に係る状況を把握するとともに、一時的に排出事業者において産業廃棄物を保管する等について検討すること。

2 処理業者が留意すべき事項

- (1) 再委託を必要とする事態が生じた場合に備えて、承諾の際に確認する必要がある事項や、再委託先、再委託料金等についてあらかじめ検討するよう排出事業者に積極的に働きかけること。
- (2) 契約を結び直すことが適当な場合には、排出事業者にその旨を通知すること。